（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務）

第百二十五条の三　［略］

２　［略］

３　［略］

一　［略］

二　福祉事業（法第九十八条第一項第二号から第八号までに掲げるものを除く。）の実施に関する事務

三　［略］

（検査証票）

第百二十六条の五　法第百十七条第四項に規定する検査証票は、別紙様式第三十七号による。

（船員組合員の療養の給付等）

第百二十七条の三　第九十九条から第百五条の十までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第百二十条の規定により、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く。）、第六十一条から第六十四条第一項まで、第六十五条、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条第一項中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、同条第二項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、同条第二項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第百五条第一項中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員被扶養者証」と、「被扶養者で」とあるのは「船員組合員の被扶養者で」と、「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、第百五条の二中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員被扶養者証」と、「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」と「船員組合員の被扶養者で」と読み替えるものとする。

（船員組合員の一部負担金等の返還）

第百二十七条の五　［略］

一　船員組合員の氏名、生年月日、住所並びに船員組合員証の組合員等記号・番号

［二～四　略］

（任意継続組合員となるための申出等）

第百三十条の二　令第四十九条第一項第五号に規定する財務省令で定める事項は、退職時に交付されていた組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号、生年月日並びに組合員期間の年数とする。

２　令第四十九条第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、法第百二十六条の五第五項第五号に規定する申出のときに交付されている組合員証の組合員等記号・番号とする。

（任意継続組合員に係る訪問看護療養費等に関する特例）

第百三十条の四　任意継続組合員に係る第百二条の二第一項、第百四条、第百五条第二項、第百五条の二、第百六条、第百八条及び第百十三条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［項を削る。］

［略］	［略］	［略］
第百五条第二項	法第五十九条第一項又は第二項	令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十九条第一項又は第二項

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務）

第百二十五条の三　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

一　［同上］

二　［号を加える。］

（検査証票）

第百二十六条の五　法第百十七条第三項に規定する検査証票は、別紙様式第三十七号による。

（船員組合員の療養の給付等）

第百二十七条の三　第九十九条から第百五条の十までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第百二十条の規定により、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く。）、第六十一条から第六十四条第一項まで、第六十五条、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条及び第百二条の二中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、第百五条第一項及び第百五条の二中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員被扶養者証」と読み替えるものとする。

（船員組合員の一部負担金等の返還）

第百二十七条の五　［同上］

一　船員組合員の氏名、生年月日、住所並びに船員組合員証の記号及び番号

［二～四　同上］

（任意継続組合員となるための申出等）

第百三十条の二　令第四十九条第一項第五号に規定する財務省令で定める事項は、退職時に交付されていた組合員証の記号及び番号又は個人番号、生年月日並びに組合員期間の年数とする。

２　令第四十九条第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、法第百二十六条の五第五項第五号に規定する申出のときに交付されている組合員証の記号及び番号とする。

（任意継続組合員に係る減額認定証等に関する特例）

第百三十条の四　任意継続組合員に係る第百条第一項、第百二条の二第一項、第百四条、第百五条第二項、第百五条の二、第百六条、第百八条及び第百十三条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百条第一項	法第五十九条第一項	令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十九条第一項
［同上］	［同上］	［同上］
第百五条第二項	「法第五十九条第一項又は第二項」	「令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十九条第一項又は第二項」
	「退職又は死亡後」	「資格を喪失した後」